

# 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

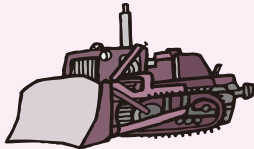
償却資産とは、会社や個人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。1月1日現在で償却資産を所有されている方は申告してください。

なお、申告された償却資産の評価額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。

☎ 課税課家屋係 (☎826-1111 内線2260、2337)



□償却資産の対象となるもの  
(業種別の例)



～ 共通 ～	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業、獣医学業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備等の外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。  
※不動産貸付業は、アパートや駐車場の経営なども含まれます。

□申告が必要な方

- 1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 1月1日現在、市内で直接事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

□申告期限 / 2月2日(月)

□申告方法 / 昨年まで申告されている方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。事業を始めた方、新たに申告される方は、1月1日現在所有している償却資産をすべて申告してください。昨年申告された方には12月中旬頃に申告用紙を郵送しますが、新たに申告される方や、申告用紙が届かない方は、お手数でもご連絡ください。

## 家屋を取り壊した方へ

平成20年中に取り壊された家屋は、21年度から固定資産税の課税対象になりませんので、至急ご連絡ください。また、19年以前に家屋を取り壊して連絡されていない方も同様をお願いします。

# こんにちは 赤ちゃん★



12月生まれ



毎日かわいい  
笑顔をありがとう!  
パパ・ママ

あるは  
大浦亜浪葉ちゃん (虫掛)



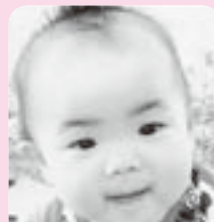
元気に  
すくすく育ててね♡  
パパ・ママより♡

ここな  
大島心菜ちゃん (大畑)



1歳おめでとう♪  
素敵な女の子になってね♡

みづき  
大津美月ちゃん (東若松町)



♡1歳おめでとう♡  
元気いっぱい育ててね♡

りこ  
小松崎璃心ちゃん (真鏡新町)



元気いっぱい  
大きくなってね★  
パパ・ママ・真凜

まさと  
酒巻大翔ちゃん (白鳥町)



♡おたんじょうび  
おめでとう♡これから  
いっぱいあそぼうね♡  
パパ・ママ・こはるちゃんより

ひな  
鈴木陽菜ちゃん (東崎町)



♪Happy Birthday♪  
わが家の宝者  
パパ&ママから愛を込めて♡

高橋ひまりちゃん (中村西根)



赤ちゃんがいてくれて  
パパとママは  
とっても幸せ

りょうすけ  
武石亮輔ちゃん (天川一丁目)



家族皆で  
仲良く 元気に

りょうすけ  
常盤涼介ちゃん (沖宿町)



ほくらのメグちゃん  
元気に育ててね!  
家族みんなより

めぐみ  
永井 恵ちゃん (上高津新町)



★HAPPY BIRTHDAY★  
こうくんサイコー♡  
パパ・ママより

こうき  
中島凰希ちゃん (荒川西二丁目)



★1歳おめでとう★  
明るく元気に育ててね  
父・母・彩夏より

たつや  
萩原達也ちゃん (鳥山二丁目)